Schizosaccharomyces pombe ASP595-1 株を宿主とする 6-フィターゼの製剤の成分規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

フィターゼは、フィチン酸(イノシトール-6-リン酸)を分解する酵素群の総称である。飼料中のフィチン酸を分解して無機リン酸を遊離させることから、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として、平成8年に飼料安全法に基づき、飼料添加物として指定された。

先般、平成28年3月29日付けで、組換え DNA 技術によりフィターゼの生産性を向上させた分裂酵母 (Schizosaccharomyces pombe ASP595-1 株) を生産菌とする 6-フィターゼについて食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を受けたところである。

今般、当該フィターゼについて、製剤化の際にポリビニルアルコール(以下、「PVA」という。)を使用できるよう、製剤の成分規格改正の要望があった。今回の改正は、飼料添加物製剤に使用する物質を変更するものであり、フィターゼそのものの飼料への添加量等、家畜への給与方法には変更はない。

また、PVAは、国内では平成8年から飼料添加物であるセルラーゼの製剤に結合剤として使用が認められており、現在も使用されている。また、動物用医薬品にも使用されている。その他にも医薬品添加物としても使用が認められている。海外においては、PVAを使用したフィターゼが、EU、米国、オーストラリア等で既に使用されており、PVAはその他にも、食品添加物、医薬品添加物としても使用されている。

なお、平成 28 年 8 月 9 日、農業資材審議会飼料分科会において、当該成分規格の 改正については適当であるとの答申を得たところである。

2. 提出資料

飼料添加物フィターゼに使用するポリビニルアルコールに関する資料

3. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た上で、省令の改正に関わる所用の手続きを進めることとする。